

危機管理マニュアル

【震災編のみ抜粋】

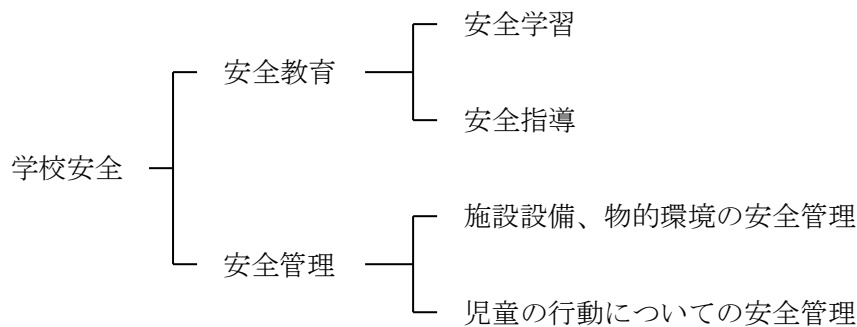
本資料は、学校保健法第29条に基づき、向原小学校で策定している「危機管理マニュアル」のうち、震災編のみ抜粋したものととなります。

板橋区立学校では、子どもたちが在校時において、震度5弱以上の地震が発生した際には、原則として保護者に引き渡すことになっています。

本資料の公開にあたっては、学校と地域、保護者の皆様が震災発生時の対応について共有することで、子どもたちの安心・安全確保につなげていくことを目的としています。

災 害 予 防 計 画

災害の被害を最小限にするための事前準備を整える。さらに、地域の防災拠点として地域との連携を進める。



1 安全教育

安全学習 ———— 災害に適切に対処できる知識や技能の習得をめざし、保健や理科その他の関連する教科・科目で行われるものであり、児童の発達段階に応じた配慮が必要である。

安全指導 ———— 災害に対して適切に対応できる実践的な態度や能力の育成をめざし、学級活動等において、計画的・継続的に行われるものである。

2 安全管理

(1) 日常の施設設備の安全点検及び安全確保

- ア 児童の安全を確認する体制。
- イ 学校にいる児童の安全を確保する体制。
- ウ 学校にいる児童を保護者へ引き渡す体制。
- エ 通学路の危険個所の把握。

(2) 防災組織と役割分担

- ア 校長が不在でも機能しうる組織づくりに配慮。
- イ 平素からの体制作りと教職員一人一人の役割の確認。
- ウ 授業中・休憩中・登下校中の状況に応じた体制づくり。
- エ 防災訓練の定期的実施。
- オ 教職員の緊急時の出勤方法、経路等の確認。

(3) 安全対策

- ア 消火栓、消火器の整備及び訓練。
- イ 廊下・階段の整備。
- ウ ロッカー・本棚・靴箱・テレビ・額・時計等の倒壊防止と落下防止。
- エ ガスストーブは災害時には元栓を即座に閉める。
- オ 薬品の倒壊防止。特に発火しやすい薬品・危険薬品の管理。
- カ 携帯ラジオ、ハンドマイク、ロープ、救急医薬品、非常用器材準備・整備。

(4) 施設設備における予想される危険

〔屋 内〕

ア	天井・照明器具	天井設備器具の剥離落下、照明器具の落下及びガラスの飛散
イ	側壁	掲示板の落下、壁材の落下・飛散、窓ガラスの飛散
ウ	床	陥没、崩壊
エ	階段	崩壊、遮断
オ	本箱・テレビ台	倒壊、落下
カ	実験器具	落下、ガラス・熱湯、薬品類の飛散
キ	調理器具	落下、ガラス・熱湯、油類の飛散
ク	ピアノ・楽器	移動、倒壊
ケ	書架・本	倒壊、本の落下・飛散
コ	ロッカー	倒壊

〔屋 外〕

ア	瓦、窓ガラス、外壁	落下
イ	塀、掲揚塔、電柱	倒壊、感電
ウ	バス、電車	脱線転覆
エ	橋梁、歩道橋	破損、落下
オ	落下物、倒壊物、地割れ	避難路の遮断
カ	河川	堤防決壊
キ	都市ガス・水道	噴出、爆発、火災

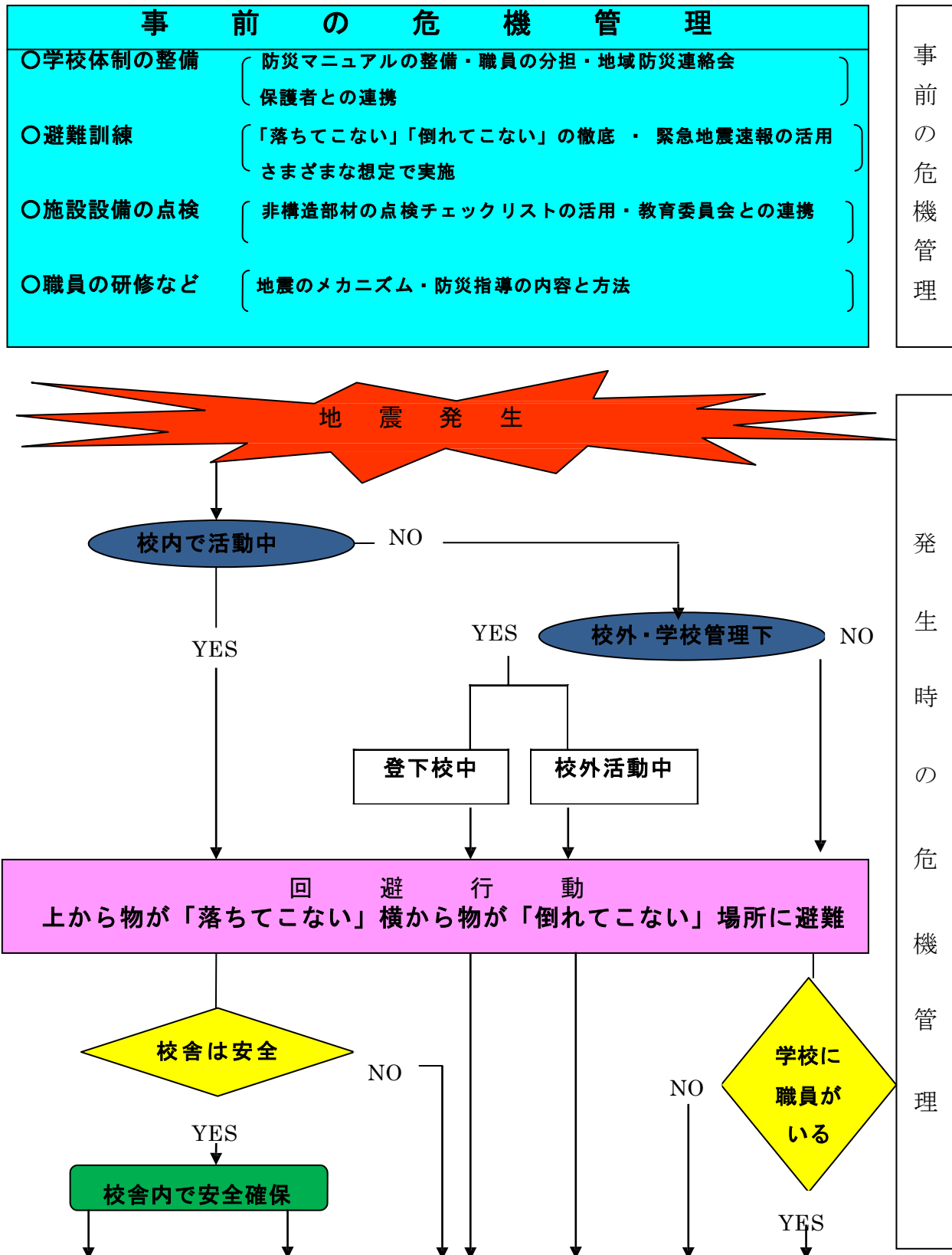
(5) 危険から身を守るための基本的な行動様式

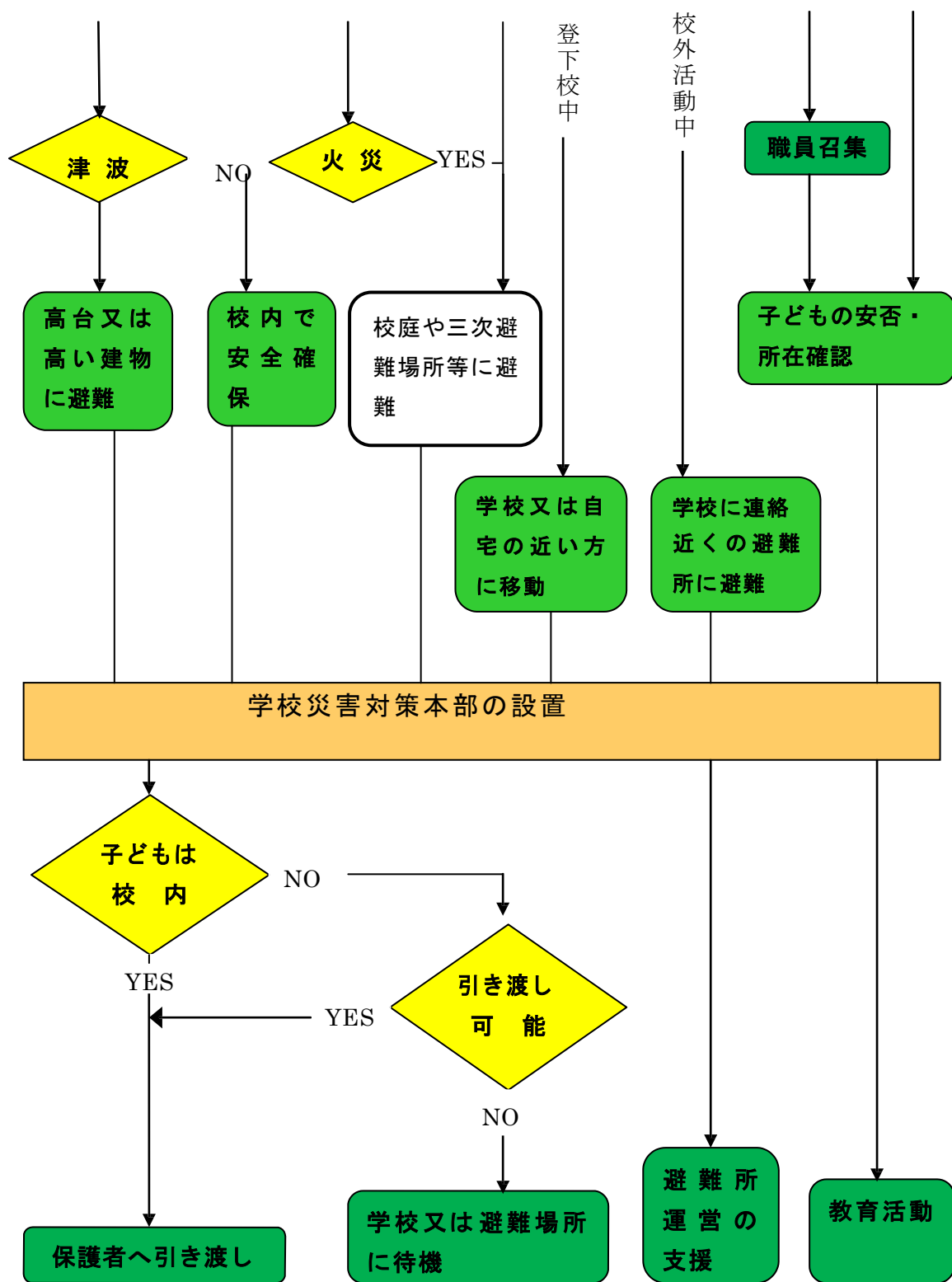
緊急地震速報	「上から落ちてこない」「横から倒れてこない」「動いてこない」 場所に身を寄せる
落下物・倒壊物から 身を守る。	激しい揺れは、数分程度であり、落ち着いて揺れがおさまるま で待つ。
周囲の様子を的確に 把握する。	激しい揺れがおさまったら慌てず、騒がずその場が危険でない かを判断する。
安否確認の場所に集合 する。	揺れがおさまったあとは、安全を確認しながら指示のあった場 所に集合し、安否確認をする。

地震の避難の合言葉

「落ちてこない」「倒れてこない」「動いてこない」

【地震災害対応フローチャート】





発生時の危機管理

事後の危機管理

◆ 地震発生直後の初動態勢分担

管理職	☐ 緊急地震速報など、情報の収集 ☐ 二次災害発生の場合の避難指示 ☐ 児童・生徒の安否確認の集約
職員室在室 の職員	☐ 二次災害（火災等）発生の確認 ☐ 廊下や階段等教室以外にいた児童・生徒の安全確認 ☐ 管理職の対応の補助（外部との対応）
学級担任 授業者	☐ 「落ちてこない」「倒れてこない」場所に回避行動をとらせる ☐ 安否確認をして、本部（職員室）に連絡 ☐ 児童・生徒の安全確保
養護教諭	☐ 救急対応の準備 ☐ けが人の治療 ☐ 必要に応じて救急車の要請
事務主事	☐ 報道機関による情報を収集し、管理職の補助をする ☐ 二次災害発生の場合、文書等持ち出しの管理
用務主事	☐ 廊下や階段、トイレなど教室以外の場所にいる児童・生徒の確認 ☐ 校舎内の被害状況確認

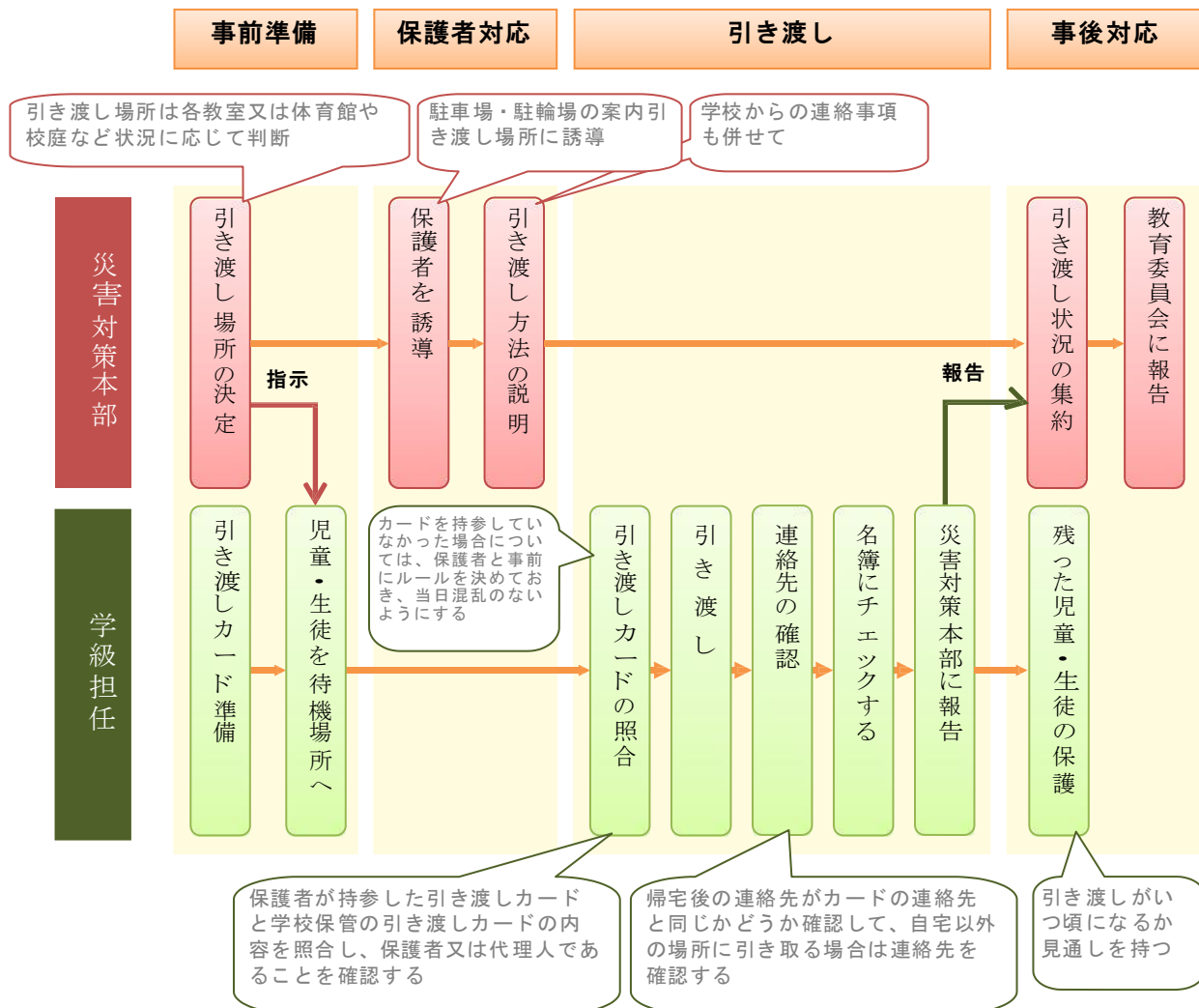
保護者への引き渡し

引き渡しの基準

地域の震度	対 応
震度 5 弱 以上	児童・生徒は保護者が引き取りに来るまで学校で待機させる。 この場合、交通機関が不通となった場合など、保護者等が引き取りに時間を要する場合でも、引き取りに来るまでは児童・生徒を学校で保護しておく。
震度 4 以下	原則として下校させる。ただし、家庭の事情や、交通の混乱により保護者が帰宅できなくなった家庭の児童・生徒は学校で待機させる。 この場合、あらかじめ保護者が学校にそれらの理由の場合には、待機させてほしいことを届け出しておく。

引き渡しの基準については、保護者に十分に周知しておく。特に、震度 4 以下の場合、児童・生徒を学校で待機させてほしいかどうかの希望については、年度の始めに十分説明をして、引き取りカード等に意思を明記してもらう。

校内における引き渡しの手順



学校災害対策本部の設置

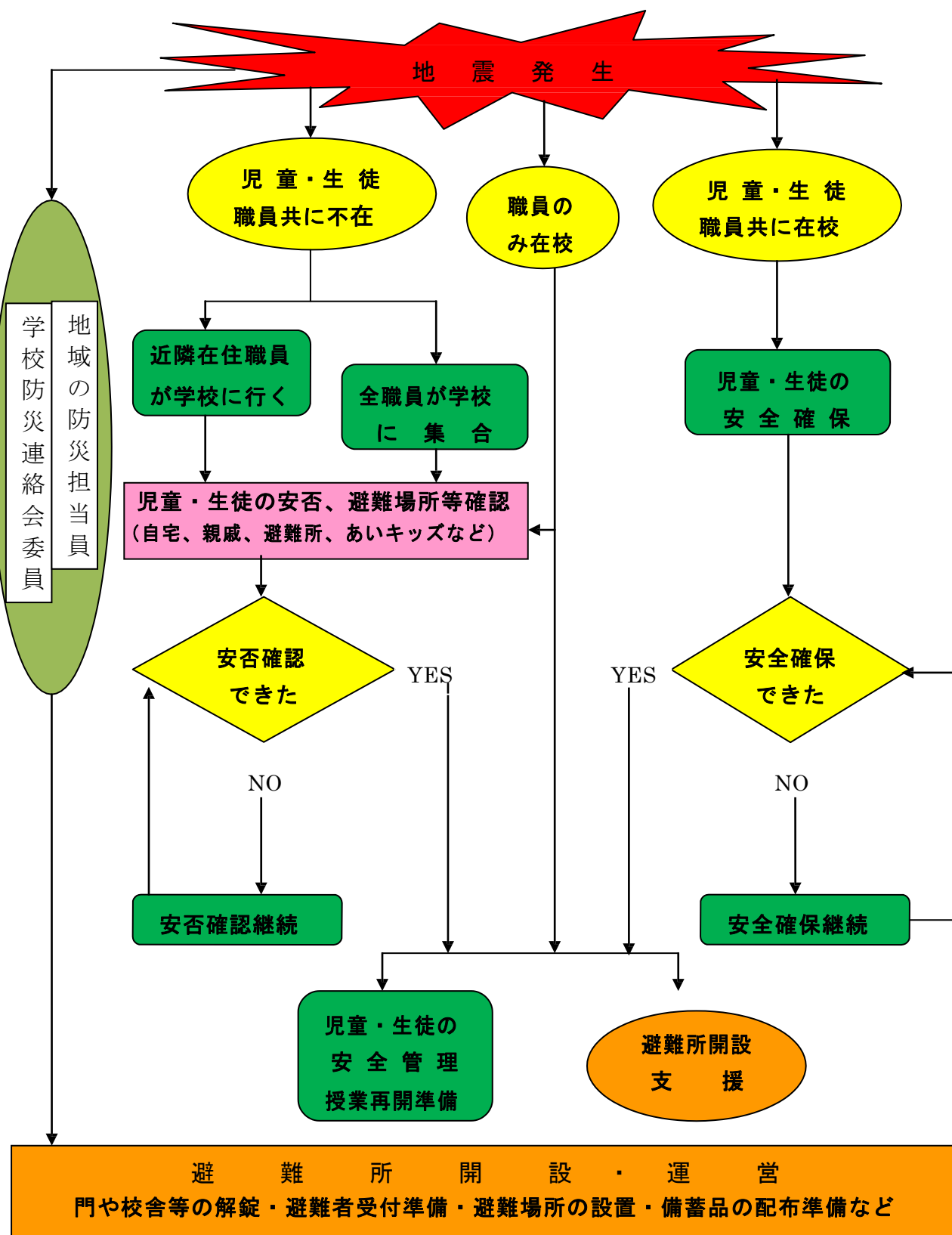
児童・生徒が在校時の場合は避難が完了してから、学校に児童・生徒や職員が不在な時は職員が学校に集合し、児童・生徒の安否確認の作業に入ったところから、学校災害対策本部を設置する必要がある。。

担当名	担当者	仕事内容 □チェック
本部	校長・副校長	☐ 学校災害対策本部設置の指示 ☐ 地域、PTAの対応
総括	副校長 主幹教諭	☐ 各担当の仕事の指示・確認 ☐ 各担当間の連絡・調整 ☐ 関係機関との情報連絡
安否確認	生活指導部	☐ 児童・生徒の安否と所在確認 ☐ 連絡名簿の作成 ☐
保護者対応	生活指導部	☐ 児童・生徒の引き渡しの指示 ☐ 保護者からの連絡・問い合わせの窓口 ☐
避難所支援	教務部 給食部	☐ 避難所開設・運営の支援 ☐ 使用教室等の表示 ☐ 立ち入り禁止・使用禁止の表示 ☐ 学校と避難所運営関係者との連絡調整 ☐
救護	保健部	☐ 負傷者の手当て ☐ 避難所となった場合の救護所設置の支援 ☐ 保健室等の管理 ☐
施設設備	教務部 用務主事 事務室	☐ 施設設備の点検 ☐ 教育活動再開の場合の教室の確保 ☐ 施設設備の復旧対応 ☐
教育活動再開	教務部 事務室	☐ 教育活動再開計画の作成 ☐ 不足教材の手配 ☐

【地震発生から避難所開設までの教職員の対応フローチャート】

日 常 の 準 備

板橋区避難所運営マニュアル・学校防災マニュアル・避難場所の表示・学校防災連絡会



1 避難所開設から運営まで

地震発生(震度5以上)	協力者
-------------	-----

震度5以上の地震が発生した場合は、避難所開設の準備を開始すること。

災害状況確認・家族安否確認

電気・ガスを止め、家族の安否確認をしてください。避難所へ向かう際は防災服や動きやすい服装で行きましょう。

避難所への避難開始

延焼火災がひどい場合などは避難場所に避難するなど、無理に避難所に行かないよう注意してください。

校庭への門扉開放	近隣協力員・区職員・学校
----------	--------------

夜間・休日の場合、避難所のすぐ近くに居住している近隣協力員又は区職員(避難所隊)が最初に避難所につくことが予想されます。避難者が訪れたら、校庭の門を開放します。

校庭避難	学校・地域・区職員
------	-----------

建物の安全確認が終わるまでは校庭で待機となります。校庭で町会別に避難者の確認を行うなど、周囲の安否情報を確認しましょう。

施設安全点検	建設関連事業者・協力者
--------	-------------

最初に避難する建物は体育館になります。体育館を確認したら順次校舎の確認をしましょう。

体育館入口受け入れ準備	学校・地域・区職員
-------------	-----------

備蓄倉庫から避難所関係様式を持ちだし、学校にある長テーブルなどを用いて避難者名簿を作成し、受け入れ準備をしましょう。

体育館への受け入れ開始	学校・地域・区職員
-------------	-----------

備蓄倉庫に毛布やブルーシートがありますので、手分けして避難者に配布しましょう。

災害対策本部への連絡	学校・区職員
------------	--------

職員室にある無線を用いて防災センターに避難所開設状況について伝えましょう。

災害対策本部から避難所開設についての指示	学校・区職員
----------------------	--------

災害対策本部より避難所の開設について連絡が入ります。

傷病者・要援護者保護・受水槽バルブ閉め	学校・地域・区職員・建設関連事業者
---------------------	-------------------

傷病者や要援護者の保護を行います。また受水槽のバルブを閉めて飲料水を確保するなどしてください。

避難所運営協議会	地域・区職員・建設関連事業者・被災者代表者・学校
----------	--------------------------

備蓄倉庫の管理方法・避難所のルールなどを検討してください。

運営協議会で定めたルールに基づいて行動

運営に関しては、被災者も協力してもらい、効率的な運営を行ってください。

2 平日及び休日夜間の避難方法について

平日

平日の学校教職員が在校中は、生徒の安全確保を第一優先し、区避難所隊・近隣協力員・建設関連事業者・地域の協力者が到着するのを待ちながら、避難所開設の準備をします。

- ①学校教職員は生徒の身の安全を確保した上で避難所の開設準備を行うこと。
- ②町会は、一時集合場所に避難し、状況を確認の上、避難所へ向かうこと。
- ③区職員（避難所隊）は業務を優先し災害対策本部の指示に従って避難所へ向かうこと。
- ④建設関連事業者も身の安全、家族の安否を確認の上、避難所に向かうこと。
- ⑤近隣協力員も身の安全、家族の安否を確認の上、避難所へ向かうこと。

休日・夜間

休日・夜間に発災した場合、災害の状況によって、避難所長・副避難所長・教職員の到着が著しく遅れたり、困難な場合が想定されます。休日・夜間に発災した場合も想定して、避難所開設準備の手順を確認しましょう。

- ①学校教職員は身の安全、家族の安否を確保した上で避難所へ向かうこと。
- ②町会は、一時集合場所に避難し、状況を確認の上、避難所へ向かうこと。
- ③避難所隊は身の安全、家族の安否を確認の上、避難所へ向かうこと。
- ④建設関連事業者も身の安全、家族の安否を確認の上、避難所へ向かうこと。
- ⑤近隣協力員も身の安全、家族の安否を確認の上、避難所へ向かい、校庭の門扉を開放すること。

※休日・夜間に発災し、避難所長が不在時の体制についても検討しましょう。

例・・・避難所長が到着するまでの代理を決める。

例・・・避難所運営協議会を開催しその場で代理を決める。

※建物倒壊が著しく避難所施設内への避難が難しい場合は近隣避難所への避難についても検討すること。また延焼火災がひどい場合は広域避難場所へ避難すること。

避難所開設準備時の注意

- ①すぐに建物に入らず校庭で待機をする。
- ②建物避難については、建設業者が建物を確認して問題がないようだったら建物避難を開始する。
- ③最初に避難する建物は体育館（使用できない場合は別の建物を使用すること）
- ④避難者受入れカード・筆記用具が備蓄倉庫に入っているのので、体育館の入口で受付の準備をすること。
- ⑤状況に応じて毛布やブルーシートを配布すること。

○校舎開放の順位

- ①体育館 ②ランチルーム
- ③地階（あいキッズ室） 三階（第一学習室）（少人数教室）
- ④一階（3年） 二階（1年・2年） 三階年（4年・5年・6年）

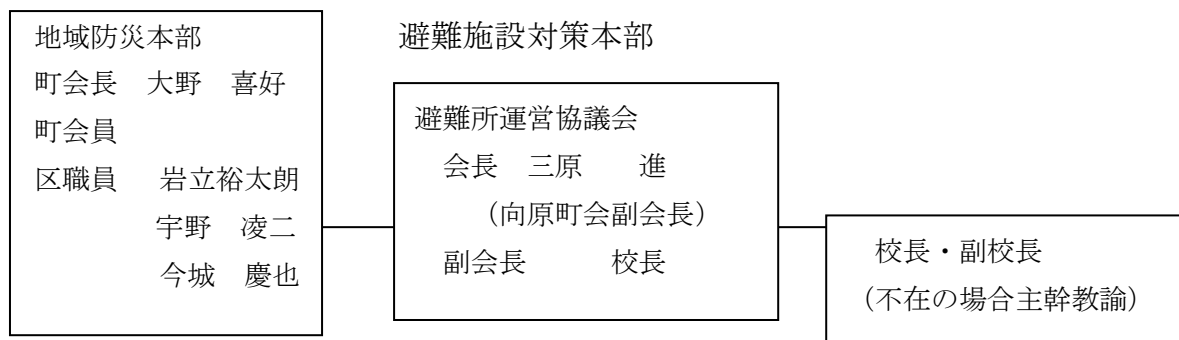
○立ち入り禁止部分

学校管理室（校長室、職員室、主事室、給食室、コンピュータ室、理科室、図工室、音楽室、家庭科室、特別支援教室、備蓄倉庫、事務室、印刷室、保健室、向原むかし館、図書室）

○東京都指定広域避難場所（三次避難場所）

コーシャハイム向原一帯

小学校防災組織(避難所)



※職員初動態勢、立入禁止区域指定、日誌、名簿の作成

・(有)大向塗装

防災無線・インターネット他による情報収集

・近隣協力員 ・PTA 等役員

災害発生時	救護部	防火対策部	給食部	児童部 広報部	物資部	安全対策部	連絡指揮部
	医療活動・消毒活動 医薬品管理	消火活動 清掃・ゴミ・トイレ指導	給食・調理 飲料水他 水対策 食料配付・管理	児童保護と状況把握 保護者に引き渡し確認	物資購入・倉庫管理 救援物資配付	校内整備計画 危険箇所の確認	学校外諸機関との連絡 避難所との対応
学校	保健部	用務主事	給食部	生活指導部	事務	教務部	教務部
	負傷者・病人の救護方法の確立 医薬品・救護用具の確認・整備	消火栓・消火器の整備・確認 消火訓練 動物への対応	給食物資の保管・管理 水道の元栓確認 水の確保と方法	引き渡し訓練及び準備 人員の確認・避難者名簿 避難経路方法	重要書類の搬出方法と保管確認 教職員の宿泊用具の確保	ガスの元栓・電気ブレーカーの確認・安全点検 危険物・薬品の調査	地震に対する計画・立案 情報の収集 ボランティア組織
平常時							
初動体制時	医療活動	消火活動	飲料水確保 食料配付	児童保護 情報確認	救援物資 対応	危険箇所 確認	避難所組織 避難所開設
町会等							

避難所開設及び運営の支援

災害発生時の教職員の第一義的役割

災害時における教職員の第一義的役割は、児童・生徒の安全確保である。教育活動時間帯に災害が発生した場合は、災害発生時のマニュアルにしたがって児童・生徒の安全確保の対応をとり、安全な場所に待機させることである。

さらに、二次災害への対応や、保護者への引き取りについての対策を立てることが必要になる。

児童・生徒の下校後や休日などに災害が発生した場合は、職員は学校に集合し、児童・生徒の所在と安否を確認し、学校再開時のための連絡手段の確認をしなければならない。

◆ 災害発生時の教職員の主な役割

1. 子供の安全管理と安否確認

在校時・・・安全の確保、管理

在宅時・・・子供の所在、安否の確認、連絡手段の確保

2. 教育活動の再開への準備

施設の被害、避難所の使用、子どもの状況等により、教育活動の準備計画を立てる

3. 施設・設備の点検

授業再開や避難所として使用するための点検

学校再開の準備

児童・生徒の状況確認

大きな災害になると、児童・生徒が自宅にとどまらず、親戚の家や避難所に避難している場合がある。電話・メール・災害伝言ダイヤル・ホームページなど、あらゆる手段を利用して安否状況を確認する。連絡できない場合は、避難所を回るなどして、児童・生徒全員との連絡方法を確保する。

○確認内容

- ・児童・生徒の安否 … 無事かどうか。負傷等している場合はその程度
- ・所在場所 … 自宅、知人宅、避難所、その他
- ・連絡方法 … 学校再開の連絡等、必要な場合の連絡方法・電話番号等
- ・学用品の被害状況 … 教科書、副教材、文具等の被害状況

○確認方法

- ・電話、メール等による連絡
- ・直接自宅又は、避難所を訪問する

【確認方法の工夫】

学校からの連絡では、相当な時間や日数を費やすことが予想されるため、日頃から自宅以外に避難等をする場合は、学校に連絡をしてもらうようなシステムを構築していることが極めて重要である。

【全国避難者情報システム】

東日本大震災では多くの住民が全国各地に避難し、元の居住地の自治体では、避難した住民の避難先所在地の情報把握が課題となった。そこで、総務省は「全国避難者情報システム」を構築して、避難先の市町村へ避難情報を任意に情報提供してもらい、その情報を元の市町村へ提供し、活用するシステムを構築した。このことを、学校やPTA、地域住民に周知しておく。

関係機関**橋区】**

橋区教育委員会事務局庶務課総務係	03-3579-2603
橋区教育委員会事務局学務課学事係	03-3579-2611
板橋区教育委員会事務局生涯学習課生涯学習推進係	03-3579-2633
板橋区教育委員会事務局指導室教職員係	03-3579-2641
板橋区教育委員会事務局指導室指導主事	03-3579-2643
板橋区教育委員会事務局新しい学校づくり担当課長 新しい学校担当係長（学校施設グループ）	03-3579-2608
板橋区教育委員会事務局学校地域連携担当課長 放課後対策担当係長	03-3579-2637
板橋区危機管理室防災危機管理課 防災危機管理担当係長（危機管理グループ）	03-3579-2154
防災危機管理担当係長（防犯促進グループ）	03-3579-2153
防災危機管理担当係長（計画推進グループ）	03-3579-2159
板橋区危機管理室地域防災支援課 地域防災支援担当係長（地域防災グループ）	03-3579-2151
地域防災支援担当係長（地域支援グループ）	03-3579-2152